

令和6年9月9日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について
～定期接種の取り扱い手続き等は、地元自治体にご確認をお願いします～

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より案内がありましたので、情報提供いたします。

本事務連絡は、小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について、7月31日開催の国の審議会において、沈降二十価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を追加し、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV13）を削除することが了承されたことを踏まえ、今後の対応方針を連絡するものです（概要は下記のとおりです）。

なお、定期接種の取り扱い方法（手続き）につきましては、地元自治体にご確認をお願いいたします。

貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- ・ 今後、予防接種法に基づく予防接種実施規則及び定期接種実施要領を改正し、本件に係る規定について令和6年10月1日の施行が予定されていること。
- ・ 使用するワクチンについてはPCV20を基本とするが、当面の間は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15）も使用できること。
- ・ PCV13については、製造販売業者から供給停止の意向が示されているため、定期接種に用いるワクチンから除くこと。
- ・ PCV20の実施方法や接種間隔については、PCV15と同様に定めること。
- ・ PCV20とPCV13との交接種について、PCV13からPCV20に切り替えて接種を実施することが可能なよう、必要な規定を設けること。
- ・ PCV20とPCV15との交接種について、原則として同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則によることのできない場合についても接種が実施可能なよう、必要な規定を設けること。
- ・ 自治体においては、接種対象者がPCV20の導入を待って接種を控えることにより、接種対象期間を逃さず、接種すべき時期に接種がなされるよう、対応すること。

●参考（日本医師会ホームページ）

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2024ken2_1009.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）